

<報道発表資料>

令和8年9月11日

宅地建物取引士証の誤送付について

埼玉県が宅地建物取引士証の発行業務を委託している事業者が、個人情報を含む宅地建物取引士証を誤って他の申請者に送付する事故が発生しました。

誤送付した宅地建物取引士証については、返却を受けています。

1 概要

- ・ 9月4日（金曜日）、宅地建物取引士証の発行業務を委託している公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下「委託事業者」という。）の職員が、申請者4名に対し、宅地建物取引士証を簡易書留により送付した。
- ・ 9月7日（月曜日）、申請者1名から県に連絡があり、他の申請者の宅地建物取引士証が送付されていたことが判明した。
- ・ 同日～9月9日（水曜日）に宅地建物取引士証を送付した残りの3名について確認した結果、4名のうち2名の宅地建物取引士証が入れ替わって送付されていたことが判明した。

2 誤送付した書類について

以下の情報を印字した「宅地建物取引士証」2通

- （1）氏名、（2）生年月日、（3）住所、（4）登録番号、（5）登録年月日、
（6）有効期限、（7）交付年月日、（8）発行番号、（9）顔写真

3 事故発生後の対応

9月10日（木曜日）、委託事業者及び県職員が申請者2名を訪問し、経緯を説明して謝罪した。誤送付した宅地建物取引士証の返却を受け、その後、2名に対し本人の宅地建物取引士証を直接交付した。

4 再発防止策

県は、委託事業者に対し、誤発送の原因調査と再発防止策の検討及び県への報告を指示するとともに、契約に基づく個人情報の適正な管理の徹底を指導した。また、同様の業務を委託している他の事業者に対しても、個人情報の適正な管理の徹底を指示した。

委託事業者からの報告を踏まえ、今後同様のミスが発生しない仕組みについて検討するとともに、委託事業者に注意を促す。